

かわらばん

第21号 2018年5月13日

セクシュアルハラスメントは人権問題……角田由紀子

映画：ペンタゴン・ペーパーズ……村山千津子

市民と野党をつなぐ会@東京だより……羽立教江



No Sexual Harassment !

セクシュアルハラスメント
は人権問題

角田由紀子

◆財務事務次官のセクシャルハラスメント疑惑から明らかになったこと

二〇一八年四月一二日に週刊誌で、財務省の福田事務次官（当時）の女性記者に対するセクシャルハラスメント疑惑が報じられました。それに対する福田氏自身の発言も財務省の対応も、セクシャルハラスメントに対する認識がまったくできていないことを明らかにするものでした。

一九八九年に初めてセクシャルハラスメント訴訟が提起され、その後法律的にもセクシャルハラスメント防止の規定ができたにもかかわらず、政府のレベルでまだ無理解な状態であったことは驚きです。

四月一六日に財務省は調査の方針を示しましたが、調査を行う弁護士は財務省の顧問弁護士であり、ホームページに「被害女性は名乗り出てほしい」と書きました。なおホームページには加害者の言い分だけが掲載されていました。

これに対して翌一七日、「財務省の調査方法はおかしい」と考えた弁護士たちが「調査方法を変えるべき」とするネット署名を呼びかけました。これはすぐに広がって、四月一九日昼には三五、〇〇〇筆集まり、財務省に届けられました。

財務省が調査を財務省の顧問弁護士に依頼するというのは、まず弁護士の倫理規定である「利益相反行為の禁止」から見てもおかしいことです。弁護士は利益が相反する両方の人から仕事を引き受けてはいけないという基本のキの話です。弁護士は自分の依頼者の利益のために仕事をやるわけですから、相反する立場の人の仕事ができるはずはありません。このことは、日弁連の「弁護士職務基本規程」にもはっきりと書かれています。

また「被害女性に名乗り出て」と言ったことは、同じく基本のキである「被害者を傷つけない」ということをまったく理解していないことを示しているというしかないでしょう。

財務省の認識や対応などと同時にメディアの認識の問題も明らかになりました。

新聞労連も財務省に対して抗議のアピールを出していますが、テレビ朝日の記者会見をはじめ多くのメディアは総論で抗議はするものの、一方で「取材で行った録音を他社に持ちこんだ」ことを問題視しています。

この録音は記者が自分の身を守るために行ったもので、正当な行為です（セクハラ被害の相談に訪れた人にも、身を守るための録音は奨められています）。「録音を他社に持ちこんだこと」も同じ視点から考えて、非難さるべきことではありません。

◆セクシャルハラスメントに関する法律

セクシャルハラスメントの定義は広義と狭義があります。

広義の意味、社会的な意味では、力関係を利用して相手を性的に不快な思いをさせる言動がセクシャルハラスメントで、一番厳しいのは例えば強姦（二〇一七年の刑法改正で、罪名としては「強制性交等罪」になりましたが、社会的な用語としては「強姦」でしょう）とか強制猥褻、それ以外にも今回のように言葉によるものがあります。

もともとセクシャルハラスメントとしてアメリカで認識されたものには二つあり、一つは対価型と呼ばれるもので、性的要求に応じない場合には不利益を科すというもので、「俺と寝ないと臍首にする」とか、「給料を下げる」などと言うものです。もう一つは環境型と呼ばれるもので、女の人の職場環境を性的に不快なものにしてそこで働くのを難しくする状況を作るというタイプです。この二つが典型的なセクシャルハラスメントと言われています。

法律上では、民間及び地方公務員の職場については男女雇用機会均等法（以下、「均等法」）第一条に、国家公務員については人事院規則一〇―一〇に定義されています。

男女雇用機会均等法

男女雇用機会均等法では一九九七年の改正で、セクシャルハラスメントに関し、雇い主の一貫として事業主に配慮義務として規定されました（二一条、後に一一一条）。

さらに二〇〇六年の再改正で、「措置義務」として、「性別を問わない、都道府県労働局等からの助言等に従わないという悪質な場合は事業主の

名前を公表する」と規定されました。この均等法の規定は対価型と環境型の二つのタイプに順じて規定されています。

一一一条一項は次のように規定しています。

事業主は、職場において行われる性的な言動に対するその雇用する労働者の対応により当該労働者がその労働条件に付き不利益を受け、又は当該性的な言動により当該労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対処するために必要な体制の整備その他の雇い主管理上必要な措置を講じなければならない。

このように法律の中にきちんと書かれています。

職場環境を適正に保つのは雇い主の責任で、従業員が安心して安全に働けるようにする義務があります。均等法では上記のような規定を設けており、各企業は対策をしていくはずですが、何もしてなくてそこでセクシャルハラスメントが起きれば、何もしてないということが罪状その一、そこで起きたことをどうするかが次の問題となるのです。財務

省でも法律に従った内部規定があるはずですが、それを実際に行ったかどうかは別です。

今回は取引先の相手との関係で起きたセクシャルハラスメントであり、記者の事業主の職場環境配慮義務が必要になります。自社の従業員が安全に仕事できるようにするという職場環境配慮義務で、雇用契約に基づく義務です。テレビ朝日の女性社員が取材で外の人から困ったことをされているとすれば彼女の職場環境を安全にする義務を会社が負っているのです。テレビ朝日の責任も問題になります。取材先は彼女の仕事場ですから。

人事院規則

国家公務員については、一九九七年の改正均等法に外部の人に対するセクシャルハラスメントについて規定がないという批判があることを踏まえて一九九八年に、

他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び職員が他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動

と定義しています。そして、他の者を不快にさせることと

は、職員がその職務に従事する際に接する職員以外のものを不快にさせること

と説明されています（「人事院規則一〇―一〇〔セクシュアル・ハラスメントの防止等〕の運用について〔平成一〇年十一月十三日職福―四四二〕」）。

今回の件で記者は職員でない外部の人ですので、この「他の者を」という規定により、セクシャルハラメントの問題になりますし、福田さんが取材を受けるのは当然職務としてです。

人事院規則第三条では、
人事院は、セクシュアル・ハラメントの防止等に関する施策についての企画立案をおこなうとともに、各省庁の長がセクシュアル・ハラメントの防止等のために実施する措置に関する調整、指導及び助言にあたらなければならない。と定めています。さらに第三条は各省各庁の長の責務を次のように定めています。

各省庁の長は、職員がその能率を十分に発揮できるように勤務環境を確保するため、セクシュアル・ハラメントの防止及び排除に関し、必要な措置を講ずるとともに、

セクシャルハラメントに起因する問題が生じた場合においては、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

財務大臣とともに事務次官もセクシャルハラメントをなくすための職務があることがはっきり書かれています。麻生さんも福田さんも自分の法的責任を果たしていないことになるでしょう。さらに裁判実務でも、防止等を指導すべき責務を負う立場の人のセクシャルハラメントはさらに重い、とされています。当然のことでしょう。

◆最初のセクシャルハラメント裁判がもたらした変化

一九八九年福岡で、日本で初めてセクシャルハラメントの裁判が提起されました（筆者も代理人の一人でした）。一九九二年に勝訴（一審で確定）しましたが、この判決では直接の実行行為者である上司の責任が認められました。会社にも責任があると認定されたのは大きなことでした。

強制猥褻や強姦はひどいと誰でも思うでしょうが、性的に貶めるこ

とを言われたことくらいは我慢するものだ、働く女性はそれくらいは上手に切り抜けてこそ一人前、大人の女の対応だ、と言われてきていました。言葉により受けた傷は見えないから無視されて来たのです。女は嘘をつくとかいろいろなことを言われて、女性たちの被害は相手にされてこなかったのです。

それが、一九九二年の判決で、こういうことがあったと主張した一五の事実のうち一三の事実を裁判所が認めました。仕事の上でおきていることだから会社にも責任がある、被告本人と会社が連帯して賠償責任を負うとされたのです。この判決後、企業は自分たちの責任になりました。対応を始めるようになりました。



女は我慢するものだという世間の風潮の中でセクシャルハラメントを提訴に値すると思っただけは、一九八六年のアメリカ連邦最高裁のヴィンソン判決を、たまたま英語の教材として使ったアメリカのテレビニュースで知ったことでした。これは、銀行員の女性が上司から銀行内等で繰り返し強姦され、その結果、休みが多くなり解雇されたという環境型の事件でした。

また、「働くことと性差別をなくす三多摩の女たちの会」という女性グループのメンバーの一人がアメリカで見つけてきたデトロイトの労働者教育委員会による「Stopping Sexual Harassment」というリーフレットを一九八八年に日本語にして発売したことも背景にあります（『性的いやがらせをやめさせるためのハンドブック』）。

これを読んで私は、日本では名前もないセクシャルハラメントというものについて法的な闘いができることを知ったのです。アメリカには公民権法という法律があり、その第七編で労働における性差別の禁止が規定されていたのです。これは大発見でした。

- 1986年 (米国) アメリカ連邦裁「セクシュアルハラスメントは雇用における性差別」と判断
- 1987年 (日本) 初めてセクシュアルハラスメントという言葉が使われる(西船橋事件)
- 1988年 (日本) 『性的いやがらせをやめさせるためのハンドブック』(三多摩の会) 発売
- 1989年 (日本) 福岡の女性が上司から性的言動による嫌がらせを受けたと提訴
- 1992年 (日本) 上記裁判で勝訴判決(会社側の責任も認める)
- 1996年 (米国) 米国三菱自動車セクハラ事件。公民権法違反で提訴される
- 1997年 (日本) 男女雇用機会均等法改正。事業主に配慮義務
- 2007年 (日本) 男女雇用機会均等法改正。措置義務に。性別を問わない



アメリカでも一九八六年の判決以前は、職場におけるセクシャルハラスメントは性差別ではなく個人的な問題だ、ボスが部下の女性に寝ないかと言って断られたから臆首にしたのは個人的な男女間の問題だとされてきました。雇用上の問題とは考えられなかった長い時間があつたわけですが、一九八六年の判決で雇用における性差別、第七編違反となつたのです。これはとても大きな転換でした。それまでは個人的な問題にされ、個人が我慢すればいいとされていたのですから。

日本でもセクシュアルハラスメントについて、同じような扱いがされてきました。福岡事件を提訴した時に、久米宏のニュースステーションでこの裁判が取り上げられ、新橋周辺で街の声を聞いていました。サラリーマンたちが何人か「女の子のお尻も触れないようでは会社の人間関係がギクシャクする。どうしてくれるんだ」と平気でテレビカメラに向かって言っていました。触られる側の不快さには全く想像力が働かず、それがおかしいとも思われていなかったのです。働く場で女性がどういう存在であったかが正直に語ら

れています。それをテレビ朝日はそのまま報道しました。当時はそれが社会的には本音だったのです。

◆「セクハラ」という言葉の問題

私たちは八六年の判決から多くを学んだわけですが、福岡の裁判で、その被害をなんと呼ぶかというときにセクシュアルハラスメントに対応する適切な日本語がないのです。最初は「性的いやがらせ」という言葉を使っていたのですが、途中から「いや、やつぱりこれは、いやがらせ」というのとは違う」と強く感じるようになりました。

辞書を引いても、harassmentの元の言葉の *harass* は「敵、相手」を反復攻撃して悩ます」(三省堂コンサイス英和辞典)と説明されており、「いやがらせ」とはレベルも性質も違うと思ひ始めたのです。適切な日本語が思い浮かばなかったのでやむなく「セクシュアル・ハラスメント」とカタカナのまま使い始めました。そうしたらある男性系の週刊誌が日本流の短縮語化で「セクハラ」という言葉を作り出し、一九八九年の流行語大賞になりました。半分は

からかい気味に使われたのではないかと私は思いましたが、その言葉によってこの問題が広く知られるようになりました。それはそれでいいことではありましたが、「セクハラ」というのは、いったい何を意味するのかがついていかなかったのです。言葉だけが一人歩きして広がっていくのですが、その言葉がどのような深刻な事態を表現しているのかが伝わっていかなかった。そのことはとても困った問題に繋がったと私は後々思っているわけです。セクハラという言葉が定着したことで、多くの人が「あれってセクハラよね」というように言えるようになった一方で、セクシュアルハラスメントとは、「人権侵害」であり「性差別」なんだということ、そしてそれは、加害者が被害者より上の地位にいるなど、力関係がもとにあつて起こっているという認識が広がっていかなくなつたと思うのです。

◆社会はほんとうに変わったのか？

福岡の裁判の最初の判決(1992年)で会社側の責任が認められて以降、少なくとも大きな企業ではわり

と真面目に対策が取られ始めたわけですが、それ以前にも、東京都の労働局からセクシュアルハラスメントについてどう対応するかという企業向けのパンフレットが出されていました。ですが、当時そのパンフレットをもらいにきた人は「うちの会社がこのパンフレットをもらいにきたと言わないでくださいね」と言っていたのだそうです。つまり会社にセクハラが起きているからそのような冊子が必要なんじゃないかと疑われたくないというわけです。ところが九二年の判決が出てからは、そういう態度ではなく、表から堂々と取りに来るようになったというものでした。

そのようなことでこの三〇年、セクシュアルハラスメントを含めていろいろなことが変わってきています。たとえば去年、強姦罪など性犯罪に関する刑法の改正があり、性暴力は女性が被害者になることが多いのですけれども、被害を受けた人に対して、社会や個人はどう対応するべきかについては、ずいぶんと認識が進んだと思います。

新しくなった刑法「強制性交等罪」では強姦が非親告罪になり、被害者

が女性だけでなく男性も含まれるなど、その犯罪類型もずいぶんと広がりました。それから、この改正法ができるまでの議論の過程、あるいはそれ以外のところでも、性犯罪被害者の権利運動の影響もあって性暴力犯罪の被害にあつた人を貶めてはいけないということも知られるようになりました。被害者を貶めることは二次被害を及ぼすことである、その人の被害とちゃんと向き合つて、その人の人権を大事にしなければいけない、きちんと尊重しなければいけないという認識がじわじわと広まってきていると私は思っていたので、霞ヶ関には届いていなかったとは思いませんでした。

実はそのことがこの社会では、いちばん変わっていないかったのだと思います。つまり、一九八六年にアメリカ連邦裁が言った「性差別の問題だ」ということが日本の社会ではちゃんと認識されてこなかったのです。

なぜセクシュアルハラスメントが起きるのかと言ったときに、個人が言葉や行動を注意するといったことも大事ではありますが、今度の事件のように高級官僚があんなことを

言つて平気である、というのはいやほやほ社会が性差別を肯定しているからだと思います。性差別してもいいと表立つては言わないけれど、いろいろなところ、いろんなしくみのなかで、女性に対する差別はOKだというサインを出している。だから「セクハラ」という言葉が軽く扱われ、実はこれが深刻な差別の問題であり、人権の問題だという認識が社会に本当に広まつてはいなかったのだと私は思います。

たとえばダボス会議の男女平等度ランキング、去年（二〇一七年）の十一月の発表ではご存じのように、一四四カ国中、日本は「堂々」一一四位です。その前の年は一一一番で、むしろ下がっているのです。つまりそれは、日本という国が男女平等に関してどれだけ遅れているかということなんです。「セクハラ」という言葉は広がつたかもしれないけれど、性差別があるということや、賃金の問題についても性差別があるからそれをなんとかしなければいけない、ということろまでには届いていないのだと思います。

ところで、財務省というところはヒエラルキーが支配している社会

で、何年に入省したか、というキャリア差による格差が激しいところのよう、このような組織では人を支配して当たり前だという感覚がまかりとおるわけです。そうするとパワーハラスメントが当たり前で発生するでしょうし、セクシュアルハラスメントも容易に発生するでしょう。そういうことも今回の事件に大きく関係しているのではないかと思います。

社会の中でセクシュアルハラスメントのようなことが起きないように、きちんと律すべき立場の人が自らハラスメントをしたというのが今回の事件ですが、裁判例をみるとこのような例が実はたくさんあるのです。



◆セクシュアルハラスメントをなくすには

では、セクシュアルハラスメントをなくすにはどうしたらいいのか。難しいことです。が現職の人は再教育しなければ他の人に迷惑です。被害を受ける人が出て来てしまいます。基本的には、やはり子どもの時からきちんと人権教育をすることだと思います。自分を大切にすると同時に、他の人も同じように大切にしなければいけないということ、そうやって対等な人間関係を築いていくんだということ、小さいときから教育をしなければならぬのです。日本の教育の中にはそのような人権教育がありません。他人を尊重するという教育がされてこなかったということが、今度のような事件の形で出てくるのではないかと思います。学校の勉強さえ出来ればいいんだという傾向があって、その一方で人間関係をどう築くかという大事な教育が抜け落ちていつているのではないのでしょうか。

麻生大臣は「福田という人はけっこう有能な人なのでこんなことぐらいで」とか言っているようです。

でも、少なくとも国家公務員に関しては、能力の評価にその人の人権感覚・人権認識を入れるべきだと思います。他人に対して人権侵害をしても仕事ができればそれでいいと言うことは、受験勉強を勝ち抜いてくれればそれでいいと言っていることの延長です。そのへんがやはり高級官僚と言われる人たちが次から次にいろいろな問題を起こしていることと関係しているのではないかと私は思います。とりわけ公務員というのは人のために仕事をする公の奉仕者なのに、他人の人権に無関心でも務まるというところが問題です。

これから考えていくべきことは、小さなころからの教育の問題と、もうひとつは外国ではどのようになっているかを公務員にきちんと教えることです。たとえばアメリカではどのようににこの問題が扱われているのか。もちろんアメリカでも問題があるから#MeTooの動きが起こるわけですが、そういうことについてもきちんとした知識をもつことが大切だと思います。たとえば先ほどお話ししたダボス会議の男女平等度が日本は一四四国中一一四位だというのは恥ずかしいことだと真剣に思っています。

もらわなければいけない。直接の仕事以外のそういったことを理解することが基礎だと思うんですが、今回の件を見てみるとその基礎ができていないことに、ただただあきれています。

#MeTooについては、特に日本社会では女の人は「異を唱えていい」、「文句を言ってい」と教育されていません。逆にそれはかわいくない行為とされています。そうなるものが言えなくなるのです。特に組織の中で働いていて認められたいとなると、認めるのはだいたい男の人だから彼らの文化に合わなければだめなわけです。そういう中でもっとも女の人は、嫌だったら嫌と言っているのよと育てられていないのでハードルが高すぎてとても大変なんです。だから教育を通じて、嫌な時は嫌と言ってい、それはあなたの権利で、正しいことだときちんと女の子に教えなければいけないのです。

◆社会の女性差別構造をなくす

セクシャルハラスメント裁判で、福岡の女性はあの時代、訴えたこと

によってひどいバッシングを受けました。しかしあの裁判があったからこそ、その後の裁判の件数もたくさん積み重なってきたし、いろいろな人が私はきちんと救済されるべきだと言いつつきたので、少しは変わってきたかなと思っていました。だから、今回の問題が出てきてどかんと落とされた感じですか。

この問題が性差別の問題であるということをもっと理解してもらって、性差別の基本的構造をなくすためにはどうしたらいいのかを考えていかなければなりません。たとえば女の人の賃金がものすごく低いという問題も、このセクハラの根元にあります。同じ仕事をしていても、女は自分の給料の半分なのだから、女はその程度のもんだと思わせているのです。他方で、アダルトビデオなどは女は性的な対象物に過ぎないというメッセージを送っているわけですね。そういうことが全部一緒になってセクシュアルハラスメントを肯定している社会になっています。セクシュアルハラスメントを生み出す源になっているこの社会の女性差別構造、それは労働でも政治でもいろいろありますが、それを正してい

かない限りセクシャルハラスメントを根絶していくのはとても難しいと思います。

弁護士の世界も女性は一八%程度しかいません。メディアの世界も非常に少ない。これをなるべくフイティフイティに近づけていくようにしていくことは、「女性活躍」などという浮わついた話ではなく、もつと根本的に行動していかなければならぬと思います。それにはお金も時間もかかります。私は一九七五年に弁護士になったのですが、三年くらい涉外事務所働いていたとき、女性弁護士は私一人で、依頼人との会議を開くと同僚の弁護士も依頼者も全部男という状態でした。映画『ペンタゴンペーパーズ』のなかで主人公のケイが最初の取締役会に臨むシーンはまさにその光景で、みなグレイの背広を着た男ばかり。あの時代は女の人が持つ書類鞆はなく、彼女は男の持つ大きな黒い鞆を持つてくるのですが、あの場面を見たときに突然、私もそうだったと思ひ出しました。それから比べれば物事は進んできてはいますが、ちよつと歩みが遅いと思います。でも今度のことは社会の人たちの関心

を呼び、メディアの女性たちも立ちあがりましたから弾みがついて今までは違つてくるのではないかと思ひます。これがきっかけになって、もう一度セクシャルハラスメントや性差別の問題を考え直すチャンスになるといいと思つています。

暴力というのは支配―被支配の関係だという基本的なメカニズムをきちんと理解してほしい。そしてこの支配―被支配の関係を可能にしているその要因を取り除いていかない限り、言葉狩りのようなことをしていてもだめだと思ひます。べからず集ではなくて、もつと根本的な考え方の理解が必要です。

*この記事は、四月二四日に放映されたニュース専門ネット局ビデオニュース社の番組ニュース・コメンタリーにゲスト出演した際の話を中心に書き起しました。



映画

『ペンタゴン・ペーパーズ』

(原題: The Post, 二〇一七年製作)

村山千津子

昨年から国会では森友学園への土地払い下げに関する公的文書の改竄、加計学園疑惑における隠蔽が大問題になっていて、その中で内部告発や新聞報道が果たす役割にも関心が高まっているように感じられる。しかし、今から四七年も前の一九七一年、アメリカで国家の最高機密文書が内部告発者とジャーナリストの決死の覚悟で暴露・報道されたという事実を描くこの映画を観て、報道の自由の重みが日本とアメリカではこれほど違うのかと思わざるをえなかった。

「ペンタゴン・ペーパーズ」とは、「アメリカ合衆国のベトナムにおける政策決定の歴史、一九四五―一九六七年」と題された最高機密文書。「ベトナム戦争に関してアメリカ政府がどのように政策決定を行ってきたかを第二次大戦直後からの歴史をたどって分析した国防総省

の七、〇〇〇ページにわたるベトナム機密文書の俗称で、そこには米政府が不拡大を約束しながら、じつはトンキン湾事件をでっちあげて直接介入を始め、北ベトナムだけでなくラオスやカンボジアも爆撃して故意に戦線を拡大したことなど、歴代の政権が国民を欺いて「泥沼」の戦争に引きずり込んでいった経緯が如実に記されている」(ニューヨーク

の独立放送局 Democracy Now! より)。この文書を合衆国のシンクタンク、ランド研究所に勤めるダニエル・エルズバークが密かに持ち出しコピー、ニューヨーク・タイムズ(NYT)にリークする。大勢の兵士がこの戦争に投入されていた時期、政府が嘘をついていたことは国民にとって衝撃的なニュースとなった。ニクソン政権はアメリカ初の出版差し止め命令を出す、ワシントン・ポストはNTの後を追って独自の記事を出そうと奔走し、エルズバークから文書のコピーを入手する。しかし、これを記事にして掲載すればNT同様罪に問われ、会社存亡の危機が予想された。報道の自由を掲げる編集主幹のベンは掲載を主張、一方会社の存続を優先させる役員たちは掲載

に反対する。ワシントン・ポストの女性社主、キャサリン・グラハムはどのような決断を下したのか……。

そう、この映画は当時では稀な女性の新聞発行人キャサリン・グラハムの物語でもある。一九七〇年代、紫煙漂う圧倒的男性優位の業界で、夫が亡くなったためワシントン・ポストの社主となったキャサリンは家業として社の仕事に精力を傾けつつも、いつも自信がなく控え目で、周囲の男たちからは軽んじられていた。しかし機密文書の内容を知り、国家の圧力に抗してあくまでも真実を追求しようとするベンとの対話を通じて、自らが築き上げた新聞社と自分自身が葬られるかもしれないという危険を冒してまで記事の掲載という勇気ある決断をする。ジャーナリズムの矜持と一言で言ってしまうが簡単だが、どれほどのジレンマと苦悩があっただろうか。止めさせようとする男性たちに対して、彼女はきっぱりと、「この会社の社主は、父でもなく夫でもなくこの私だ」と言う。キャサリンを演じたメリル・ストリープとベン役のトム・ハンクスの個性がぶつかりあい、刻一刻と決断の時が迫りくる展開に、息をの



http://pentagonpapers-movie.jp/ より
ペンタゴン・ペーパーズ 最高機密文書、 スティーブン・スピルバーグ監督
メリル・ストリープ、トム・ハンクス、116分、全国各地で上映中

んでただただ引き込まれる。諜報活動取締法や国家反逆罪などをふりかざす政府の脅しにもかかわらず、ワシントン・ポストのほかにも全部で一七紙の新聞が「文書」を掲載。ついに最高裁は政府の命令を違憲とする判定を下した。
さて、映画は何者かが民主党本部へ侵入したことを報じるニュースで終わる。ウォーターゲート事件の幕開けである。



羽立教江

※つなぐ会は都内二五の衆議院小選挙区のそれぞれで、「市民と野党の統一候補づくり」を進める市民団体の横の連絡会です。

<http://tunagu2.jimdo.com>

「かわらばん」第一六号(二〇一七年九月六日)に「つなぐ会」(第四信)を掲載してから早いもので、もう半年あまり経ってしまいました。

二〇一七年一〇月の衆議院選挙では、共闘の積み重ねの結果、東京では、二三の地区において共同(統一)候補で戦うことができ、四つの小選挙区で野党の当選を勝ち取り、三つの選挙区で比例復活できたため、二五選挙区で野党候補は七議席を獲得。

また、候補者を一本化できなかった地域の比例復活で三名が議席を獲得、東京では一〇名の立憲野党の当選者が生まれました。しかし、全国的には、野党第一党である民進党の、思いがけない分裂騒動の影響で、自民・公明の与党が議席の三分の二を獲得するという事態を招き、政治情勢は、立憲野党にとつて非常に厳しい結果になってしまいました。

安倍内閣が「国民の信を得た」と、益々専横政治に拍車をかけるなか、つなぐ会@東京では、一〇月二十九日、東京五区、六区、七区の合同(選挙)振り返り会を実施、続いて各地で「振り返り会」が開催されました。今後、如何にして「九条改憲発議」ができないような世論作りを、「市民と野党の共闘」で行っていくか、という発言が野党各党から出されました。つなぐ会の市民の側も、市民と政党が「実は今まで繋がっていないかった」という根本的弱点を痛感し、「これから、本当の協力関係を深めていきましょう」と、選挙終了後から次々と立憲四野党への挨拶回りを始め、立憲野党議員や、各党の東京委員会代表への訪問を実施するなど、その後、その動きは続いています。

一月二十六日に、東京五区・六区・七区(めぐろせたがや)では、送り出した野党議員、野党各党及び市民による「めぐろ・せたがや代表者会議」を開催、野党(議員)の国会での質問時間削減という民主主義への攻撃が行われていることが報告され、市民による世論喚起が必要との認識で一致しました。

○市民側・市民運動が何をすべきかの参考として、「国会情勢を正確に知る」と、「市民側の考えをきちんと伝えること」

○政党側：市民が何を求めているか、を知り、国会活動に反映させる。政党側の考えを伝える。

この各々の役割を確認しました。このような市民と野党の意見交換は、中央レベル、都道府県レベルでも有用で、「民主主義」は市民が自分達で、下から、また、各地域から、各党を巻き込んで「創っていく」ことが基本であることを確認しました。

◇

二〇一七年十二月三日 第一回「めぐろ・せたがや市民と野党の協議会」開催

(ここ)こそ聞ける 国会最前線！
議員との情報交換で、情勢を動かすために、市民が重点的に運動すべきポイントが見えてきた！ 会場からの質問に対する「安倍首相とは全く異なる」丁寧な説明」の動画は、改憲発議断念に向けてのヒントが満載。
<https://youtu.be/q51cRb9JlI>

二月九日 「菅直人と市民の対話集会@小金井」

政治と市民を結びなおす第一歩。続けること、関わるのを辞めない努力。議員も市民も。

二月十七日 選挙で変えよう！
「第一回 菅直人議員との対話集会」
府中市民連合の質問事項(二項目)を予め菅議員に渡し、菅議員から丁寧な回答を受け、参加市民との対話。「政治を身近なものにするための市民との対話集会を必ず行う」という選挙前の菅議員との組織協定に基づいて、実施された。

二〇一八年一月一〇日 原発ゼロ実現に向けて市民と野党の対話集会

原自連(原発ゼロ・自然エネルギー推進連盟)は、「全ての原子力発電の廃止及び自然エネルギーへの全面転換の促進に関する基本法案」(骨

子案)を発表し、一月一〇日、立憲民主党と対話集会を開き、一月一五日、日本共産党と懇談した。これら個別分野での対話集会の実施も、市民と野党の共闘が生み出した成果と考えられる。

動画(一時間三三分)

<https://youtu.be/DMSHGw4BnFs>

一月一四日 新春 五、六、七区市民と野党の交流会 「平和憲法と原発ゼロを熱く語る」 主催:市民連合めぐろ・せたがや

動画(五分)

<https://youtu.be/mQm3Qda73Ps>

一月一八日 市民と立憲民主党との大対話集会。主催:立憲民主党対話集会実行委員会

参加者四〇〇名、質問:市民三三名 意見交換:国會議員一六名

実行委員により「立憲民主党と対話する市民・東京」が設立される。当会は、特定政党を応援するものではないが、「野党共闘」のためには、

立憲民主党がしっかりとすることが肝心であると考える。

二月

①「つなぐ会」の活動がDVDとなる。

「選挙が生まれる2・東京 私たちは歩き始めた」

<http://7colors.org/yumoto/02/0032.html>

②立憲民主党の議員が、各地の共産党の集いで来賓挨拶。「市民と野党の統一候補」時代以前には無かったこと。信頼と連携の深まり。

二月一日 市民の政治学シンポジウム「市民の政治力を鍛える」

二〇一七年衆議院選・新潟と東京の経験から」

<https://twitter.com/i/moments/96293639756790/698>

三月一八日 海江田議員と語り合う 東京一区のつどい「国会報告&憲法と民主主義、くらしについて」国会情勢報告(働き方改革、モリカケ疑惑、安倍九条改憲問題)

四月一日 「めぐせた二周年・第二回定期協議」さらなる市民と野党共闘の深化を目指して。

立憲民主党、民進党、共産党議員 自由党都連会長、社民党区議、社民党都連代表、めぐろ・世田谷区の諸団体 参加「議員を選びつばなしにしない」立憲四野党との会話と連帯が深まった。

四月三日 「無党派市民 勝手に立憲民主党パートナーズ・ちば東葛」設立。

憲法に基づく民主政治を実現するために、政党との対等なパートナーシップをめざし、政党や議員・予定候補者とコミュニケーションを深める自律的な活動を進める。現在、政党の中で市民の積極的参加を呼び掛けている立憲民主党との対話を始める(別途、会則あり)。

四月八日 練馬区長選の構図(野党二候補出馬)と応援状況。共産党、

新社会党東京本部推薦、市民の声ねりま、市民福祉フォーラム支持。立憲民主党派、衆議員数名が駆けつけ、応援。小沢一郎(自由党) 激励文。

地方の動き

二〇一八年三月二五日 市民と野党との静岡対話集会(野党の要は立憲民主党と考える)。

有志七人がカンパ(三五、〇〇〇円)で呼びかけ人を二四人集め、チラシを作り、一二月〜三月に立憲民主党本部を二回訪問、集会への議員の参加要請を行った。集会参加者二五六人、立憲民主党議員六人、三時間でも対話が終了せず。更に今後、県の東部および西部でも、開催を予定。地元静岡新聞では、四段二三行・カラー写真付きで記事を掲載。

四月一四日 市民と立憲民主党との大対話集会、関西「市民の政治のつくり方」



市民参加型のイベントとして、六人の国会議員からの「脱原発」経済などの報告に対し、参加市民が手持ちのコインで、コミットメント（評価）を示した。

今後の予定

五月二三日（予定） つなぐ会、運営委員会開催。

ところ・中野産業振興センター
議題・国政選挙の準備について（通常国会後の解散対策会議が必要）。

新党（国民民主党）問題（連休中に立憲民主党の話聞く）。地方選挙にどう対応するか、または、対応しないか。政党間での候補者一本化のための政策協議を促すことなど。

四月二八日記



ご存じの通り、五月三日、憲法記念日に東京江東区の臨海防災公園で開催された憲法集会には、前日の雨天にも拘わらず六万人の人々が集まり「九条守れ」「安倍政権反対」の声を挙げました。三、〇〇〇万人署名は、一、三五〇万人に達したとの報告もありました。

七日の夜には、土砂降りの雨の中、東京霞が関の財務省前に一〇〇人近くの怒れる女性達が集まり、札幌・大阪・京都・奈良と同時に、麻生財務大臣への抗議行動が行われました。

八日には、旧民進党から分かれた勢力の再結集が、野党第一党を目指して連合の後押しで行われ、「国民民主党」が結成されましたが、立憲民主党にも人が流れ、野党第二党に甘んじる結果となっており、野党の勢力結集の動きも、いまいちの状態です。

空転していた通常国会も、五月八日、野党の歩み寄りで一九日ぶりに再開され、与野党出席のもとでの質疑が行われました。懸案の「もりかけ問題」に係る「財務省の公文書改竄問題」に対し麻生財務大臣は、八日の記者会見で「どの組織でも改竄は在り得る」とうそぶき、今回の改竄は「組織全体ではなく、個人の資質によるところが大きかった」と責任を個人に押し付けてはばからず、公文書改竄という民主主義の根幹を揺るがす大事に関し、国会と国民を欺いたことへの責任を感じている様子は全くみられません。それどころ

か「福田財務事務次官のセクハラ問題」についても、「セクハラ罪という罪は無い」との暴言を繰り返し、セクハラ行為が人権侵害に相当するという認識も無い、厚顔無恥な態度を続けており、麻生財務大臣の辞任を求める声が高まっています。

安倍政権の専横政治から噴出している諸問題は、まだ、何一つ解明されておらず、関係者が責任をとる動きは全くみられません。私達国民の不満という立ちちは募るばかりです。通常国会の会期も残り少なくなるなかで、日本の政治は、ますます停滞・混迷の色を濃くしています。安倍政権は、このような事態をどのように解決していくつもりなのでしょう。うか。

一方、国際的には、六月初旬に予定されている米朝会談を目前にして、南北朝鮮を巡る東アジア各国の動きが、ロシアも絡んで、にわかに慌ただしくなってきました。

五月七・八日にかけて金正恩北朝鮮労働委員長が中国遼寧省の大連に赴き、習金平中国国家主席と再度、会談を実施。八日には米国トランプ大統領と金正恩北朝鮮労働委員長

のホットラインでの直接会談が実現。そのような中、かねてからオバマ前大統領からの政治的遺産をことごとく批判してきたトランプ大統領が、欧米各国が苦心して構築した「イラン核合意」からの離脱を突如表明し、中東に新たな対立の火種が急浮上、原油価格は高騰しています。トランプ大統領は、欧米各国からの反対と非難のなかで、孤立を深めています。

他方、九日には、中国の李克強首相、韓国の文在寅大統領と安倍首相との首脳会談が二年半ぶりに実現しました。日中の関係は、尖閣問題や歴史認識の相違など、懸案は棚上げのまま、経済関係の連携を軸に、急速に「雪解け」の動きが鮮明になってきました。皮肉なことに、孤立するトランプ大統領への危機感が後押しをした恰好です。

内外ともに激動の政治情勢のなか、めまぐるしい動きの東アジアの一員である日本として、安倍政権は、どのような「かじ取り」を行っていくのか。今こそ私達市民の冷静かつ果敢な行動が求められているように思えてなりません。

五月一〇日記